

## (正)

### 【結果の概要】

#### ○自治体別常勤保健師数 ( [表1、2](#) [23KB] )

地方自治体における常勤保健師数の合計は33,901人であり、このうち都道府県の保健師は4,999人(全体の14.7%)、市区町村の保健師は28,902人(全体の85.3%)となっている。

常勤保健師数の合計は、昨年度に比べて569人増加(昨年度比1.7%増)している。

#### ○所属部門別常勤保健師数 ( [表3](#) [34KB] )

都道府県では、本庁に778人(都道府県全体の15.6%)、保健所に3,660人(同73.2%)が所属し、市区町村では、本庁に9,424人(市区町村全体の32.6%)、保健所に3,165人(同11.0%)、市町村保健センターに11,161人(同38.6%)が所属している。

#### ○統括的な役割を担う保健師<sup>※</sup>数 ( [表4、5](#) [31KB]、 [表6](#) [29KB] )

統括的な役割を担う保健師の配置状況は、都道府県では43自治体(全都道府県のうち91.5%)、市区町村では835自治体(全市町村のうち48.0%)において配置されており、昨年度に比べて63自治体増加(昨年度比7.7%増)している。

また、統括的な役割を担う保健師数の合計は1,242人であり、このうち都道府県では、本庁に51人(都道府県全体の20.5%)、保健所に183人(同73.5%)、市区町村では、本庁に426人(市区町村全体の42.9%)、保健所に44人(同4.4%)、市町村保健センターに348人(同35.0%)が配置されている。

統括的な役割を担う保健師数の合計は、昨年度に比べて127人増加(昨年度比11.4%増)している。

※統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典：平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)

## (誤)

### 【結果の概要】

#### ○自治体別常勤保健師数 ( [表1、2](#) [24KB] )

地方自治体における常勤保健師数の合計は33,901人であり、このうち都道府県の保健師は4,999人(全体の14.7%)、市区町村の保健師は28,902人(全体の85.3%)となっている。

常勤保健師数の合計は、昨年度に比べて569人増加(昨年度比1.7%増)している。

#### ○所属部門別常勤保健師数 ( [表3](#) [34KB] )

都道府県では、本庁に778人(都道府県全体の15.6%)、保健所に3,660人(同73.2%)が所属し、市区町村では、本庁に9,424人(市区町村全体の32.6%)、保健所に3,165人(同11.0%)、市町村保健センターに11,161人(同38.6%)が所属している。

#### ○統括的な役割を担う保健師<sup>※</sup>数 ( [表4、5](#) [31KB]、 [表6](#) [29KB] )

統括的な役割を担う保健師の配置状況は、都道府県では43自治体(全都道府県のうち91.5%)、市区町村では843自治体(全市町村のうち48.4%)において配置されており、昨年度に比べて71自治体増加(昨年度比8.7%増)している。

また、統括的な役割を担う保健師数の合計は1,242人であり、このうち都道府県では、本庁に51人(都道府県全体の20.5%)、保健所に183人(同73.5%)、市区町村では、本庁に426人(市区町村全体の42.9%)、保健所に44人(同4.4%)、市町村保健センターに348人(同35.0%)が配置されている。

統括的な役割を担う保健師数の合計は、昨年度に比べて127人増加(昨年度比11.4%増)している。

※統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典：平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)

平成29年1月11日、「平成28年度保健師活動領域調査(領域調査)」について訂正いたしました。

(正)

表1～3 略

表4 統括的な役割を担う保健師の配置状況の推移(配置している自治体数)【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減 (かっこ内は増減率)
都道府県(n=47)	43 (91.5%)	40 (85.1%)	3 (+7.5%)
市区町村(n=1,741)	<u>835</u> ( <u>48.0%</u> )	775 (44.5%)	<u>60</u> ( <u>+7.7%</u> )
うち 保健所設置市 (n=72)	50 (69.4%)	45 (62.5%)	5 (+11.1%)
特別区(n=23)	8 (34.8%)	5 (21.7%)	3 (+60.0%)
市町村(n=1,646)	<u>777</u> ( <u>47.2%</u> )	725 (44.0%)	<u>52</u> ( <u>+7.2%</u> )
合 計	<u>878</u> ( <u>49.1%</u> )	815 (45.6%)	<u>63</u> ( <u>+7.7%</u> )

表5 統括的な役割を担う保健師数【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減
都道府県	249 (20.0%)	195 (17.5%)	54 (+27.7%)
市区町村	993 (80.0%)	920 (82.5%)	73 (+7.9%)
うち 保健所設置市	60 (4.8%)	54 (4.8%)	6 (+11.1%)
特別区	8 (0.6%)	6 (0.5%)	2 (+33.3%)
市町村	925 (74.5%)	860 (77.1%)	65 (+7.6%)
合 計	1,242 (100.0%)	1,115 (100.0%)	127 (+11.4%)

※1 保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市  
 ※2 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)

表6 略

(誤)

表1～3 略

表4 統括的な役割を担う保健師の配置状況の推移(配置している自治体数)【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減 (かっこ内は増減率)
都道府県(n=47)	43 (91.5%)	40 (85.1%)	3 (+7.5%)
市区町村(n=1,741)	<u>843</u> ( <u>48.4%</u> )	775 (44.5%)	<u>68</u> ( <u>+8.8%</u> )
うち 保健所設置市 (n=72)	50 (69.4%)	45 (62.5%)	5 (+11.1%)
特別区(n=23)	8 (34.8%)	5 (21.7%)	3 (+60.0%)
市町村(n=1,646)	<u>785</u> ( <u>47.7%</u> )	725 (44.0%)	<u>60</u> ( <u>+8.3%</u> )
合 計	<u>886</u> ( <u>49.6%</u> )	815 (45.6%)	<u>71</u> ( <u>+8.7%</u> )

表5 統括的な役割を担う保健師数【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減
都道府県	249 (3112.5%)	195 (3250.0%)	54 (+27.7%)
市区町村	993 (12412.5%)	920 (15333.3%)	73 (+7.9%)
うち 保健所設置市	60 (750.0%)	54 (900.0%)	6 (+11.1%)
特別区	8 (100.0%)	6 (100.0%)	2 (+33.3%)
市町村	925 (11562.5%)	860 (14333.3%)	65 (+7.6%)
合 計	1,242 (15525.0%)	1,115 (18583.3%)	127 (+11.4%)

※1 保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市  
 ※2 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)

表6 略